

西村ジョイ丸亀店 (No.996)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年9月28日 香川県知事 浜田 恵造

- 1 意見の対象となった届出に係る公告  
令和3年5月14日香川県公告  
(大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
西村ジョイ丸亀店  
丸亀市田村町506
- 3 法第8条第1項の規定により丸亀市から聴取した意見の概要  
(意見の概要)
  - 周辺農地の耕作環境が悪化しないよう配慮願う。
  - 周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼすことがないようにご配慮いただきたい。
  - 大規模小売業は丸亀市公害防止条例内の工場等の指定業種に該当する。騒音については、規制基準を満足させること。また、環境法令を遵守し、環境面において近隣住民への配慮を行うこと。
  - 開発許可申請が必要な場合があるので協議を行うこと。路外駐車場の自動車の駐車のために供する面積が500㎡以上の場合、政令で定める技術的基準に適合させること。また、協議を行うこと
  - 大型車等の通行で市道を損傷した場合は、原因者で早急に復旧すること。通行により土砂等で市道や水路を汚した場合は早急に清掃を行うこと。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 丸亀市産業文化部産業観光課  
縦覧期間： 令和3年9月28日から令和3年10月28日まで